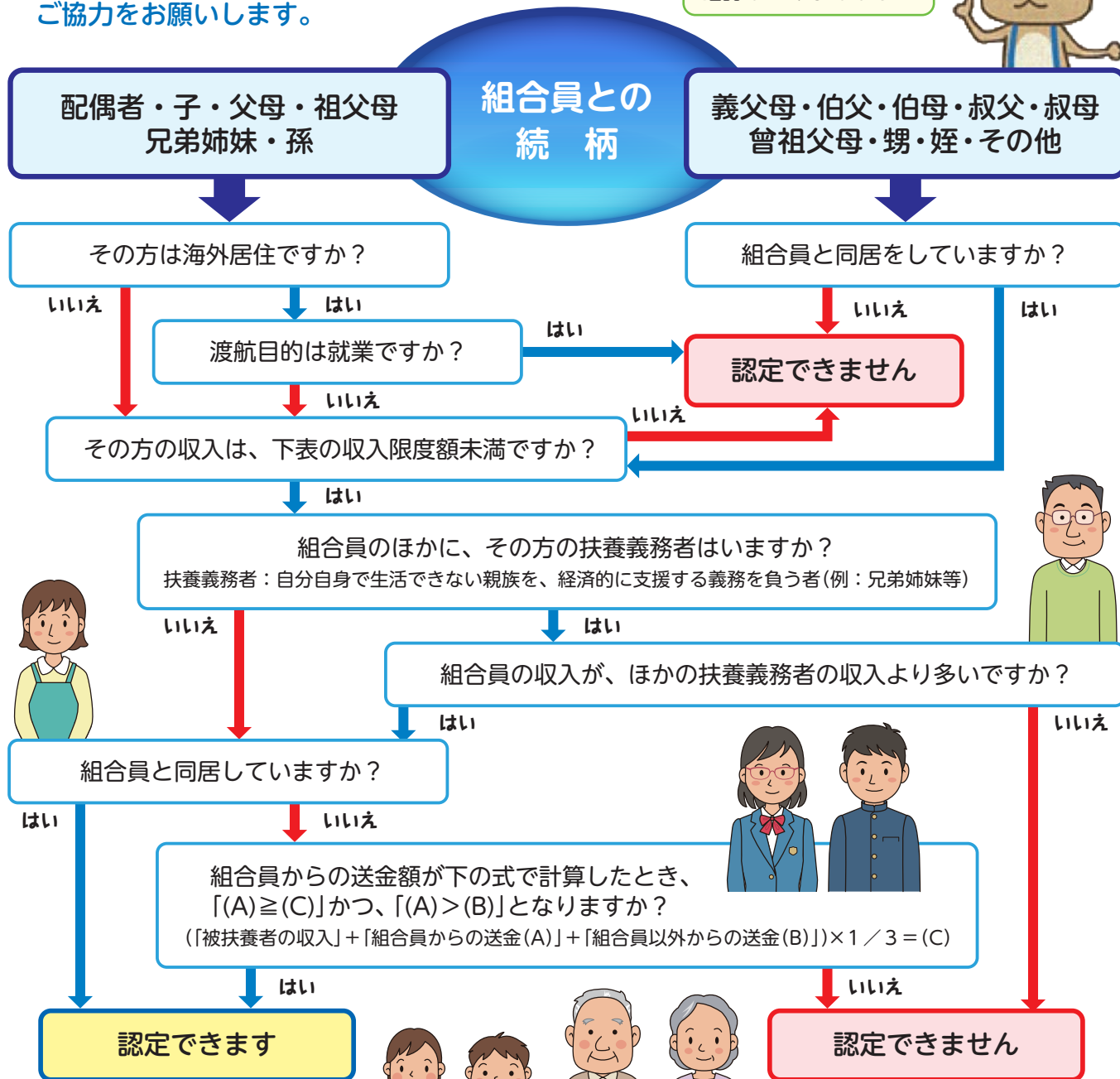


8月から被扶養者に係る確認が始まっています

共済組合の扶養確認は、扶養手当を受給していない方(特別認定)が対象です。
ご協力をお願いします。

ここで、今一度
被扶養者の認定要件を
確認してみましょう！



収入限度額表

区 分	年 額	月 額	日額(雇用保険)
下記以外で収入のある者	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上及び、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

- ・アルバイト等で収入が不安定な場合は、3カ月連続して収入限度額(月額)を超えたとき(複数勤務の場合は合算)に取消となります。
- ・給与収入以外(事業所得等)の収入は、必要経費を差し引きます。所得税法上の収入と計算が違いますので、ご連絡願います。

共済給付・年金グループ 017-734-9913